

昭和五十八年三月十五日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質九八第八号

昭和五十八年三月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員竹内猛君提出茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹内猛君提出茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問に対する

答弁書

一について

本件道路に係る都市計画の案については、都市計画法の規定に基づき、茨城県知事が昭和五十八年三月四日から縦覧に供しているところである。

また、土浦市は、本件道路の計画について、土浦市役所等において、関係住民等に対し昭和五十七年十二月以降、これまで二十数回説明を行つている。

二について

本件道路の事業は、振動規制法等の関係法令を遵守して実施されるものである。

三及び四について

本件道路に係る都市計画が定められ、都市計画事業の認可がなされた時点において、明らかになるものである。

五について

本件道路の整備により、国鉄土浦駅の東西両駅前広場の効率的利用が可能になるとともに、土浦市の市街地における交通混雑の緩和に寄与する等の効果が期待される。

六について

本件道路に係る都市計画は、都市計画法の定める手続を経た上、今後、茨城県知事が定めるものである。

右答弁する。